

静岡市立清水看護専門学校 成績評定に関する内規

1 目的

この内規は、静岡市立清水看護専門学校の学科試験及び実習評価に関する必要な事項を定めるものとする。

2 受験資格

欠席時間（特別欠席と校長が認めたものは除く。）が各授業科目のそれぞれの時間数の3分の1を超える者は、当該科目の学科試験及び実習評価を受ける資格は認められないものとする。

3 成績評定

各授業科目の成績評定は、各授業科目の学科試験もしくは実習評価で得られた成績点数から別表1の基準により行う。

4 学科試験

- (1) 学科試験は、静岡市立看護専門学校学則（以下「学則」という。）第21条に基づき実施する。
- (2) 1つの科目で2つ以上の試験がおこなわれる場合の成績点数は、それぞれの成績を平均した点数（小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとする。）をもって当該科目の成績点数とする。
- (3) 学科試験開始30分を超えて遅刻した者は、入室を認めない。ただし、校長が認めたときは、試験を受けることができる。
- (4) 学科試験を欠席し学則第22条に該当する者は、追試験を受けることができる。学則第22条に該当しない者は、成績評定を「D」とし再試験の対象とする。

5 追試験

- (1) 学則第22条に基づき追試験を受けようとする者は、追試験受験願をすみやかに校長に提出しなければならない。
- (2) 追試験は100点制で行い、成績点数は得点の80%とする。
- (3) 追試験を欠席し学則第22条に該当する者は、追試験を受験することができる。該当しない者は、成績評定を「D」とし再試験の対象とする。

6 再試験

- (1) 学則第23条に基づき再試験を受けようとする者は、試験結果発表後、すみやかに再試験受験願を校長に提出しなければならない。
- (2) 再試験は、100点制で行い60点以上を合格とし成績評定は「C」とする。
- (3) 再試験は、原則として当該年度は1回限りとする。
- (4) 再試験を欠席しその理由がやむを得ないと認められた者は、再試験を受けることができる。認められない者は、成績評定を「D」とし次年度に履修する。

7 実習評価

学則第21条第1項の学科試験を実習評価と読み替え実施する。

8 単位の認定

- (1) 各授業科目を履修し成績評定「C」以上の者には、所定の単位を与える。
- (2) 授業科目の単位は、学則別表第2に定めるところによる。
- (3) 実習は、進度に従って単位を取得する。
- (4) 各授業科目の学科試験及び実習評価を受ける資格を認められなかった者及び成績評定「D」の者は、次年度に履修する。

9 客観的な成績評価制度

- (1) Grade Point Average (以下「GPA」という。)を学業の到達度を客観的に評価するための指標とする。
- (2) 別表2により各科目の成績評定にGP (Grade Point)を付与し、単位数を積算したものの総和を履修総単位数で割って平均化した値をGPAとする。(小数点第4位以下切捨)
- (3) GPAが2.700以上で出席状況等の良好な者は、学校長推薦を受けることができる。
- (4) 進学、就職にあたり人数制限のある学校長推薦を受ける場合は、GPAの上位者から推薦する。
- (5) GPAが高得点の者は、表彰の対象とすることができる。

別表1

成績点数	成績評定
90点以上	S
80点以上90点未満	A
70点以上80点未満	B
60点以上70点未満	C
60点未満	D

別表2

成績評定	GP (Grade Point)
S	4
A	3
B	2
C	1
D	0

この内規は、平成31年度から適用する。但し、9については、平成31年度入学生からの適用とする。

追 試 験 受 験 願

年 月 日

静岡市立清水看護専門学校長 様

(看護学科 第 学年 ・ 助産学科) 学籍番号

氏 名

次の科目について追試験を受けたいので、よろしくお願ひします。

記

1 科目

2 理由

再 試 験 受 験 願

年 月 日

静岡市立清水看護専門学校長 様

(看護学科 第 学年 ・ 助産学科) 学籍番号

氏 名

次の科目について再試験を受けたいので、よろしくお願ひします。

記

1 科目

2 理由